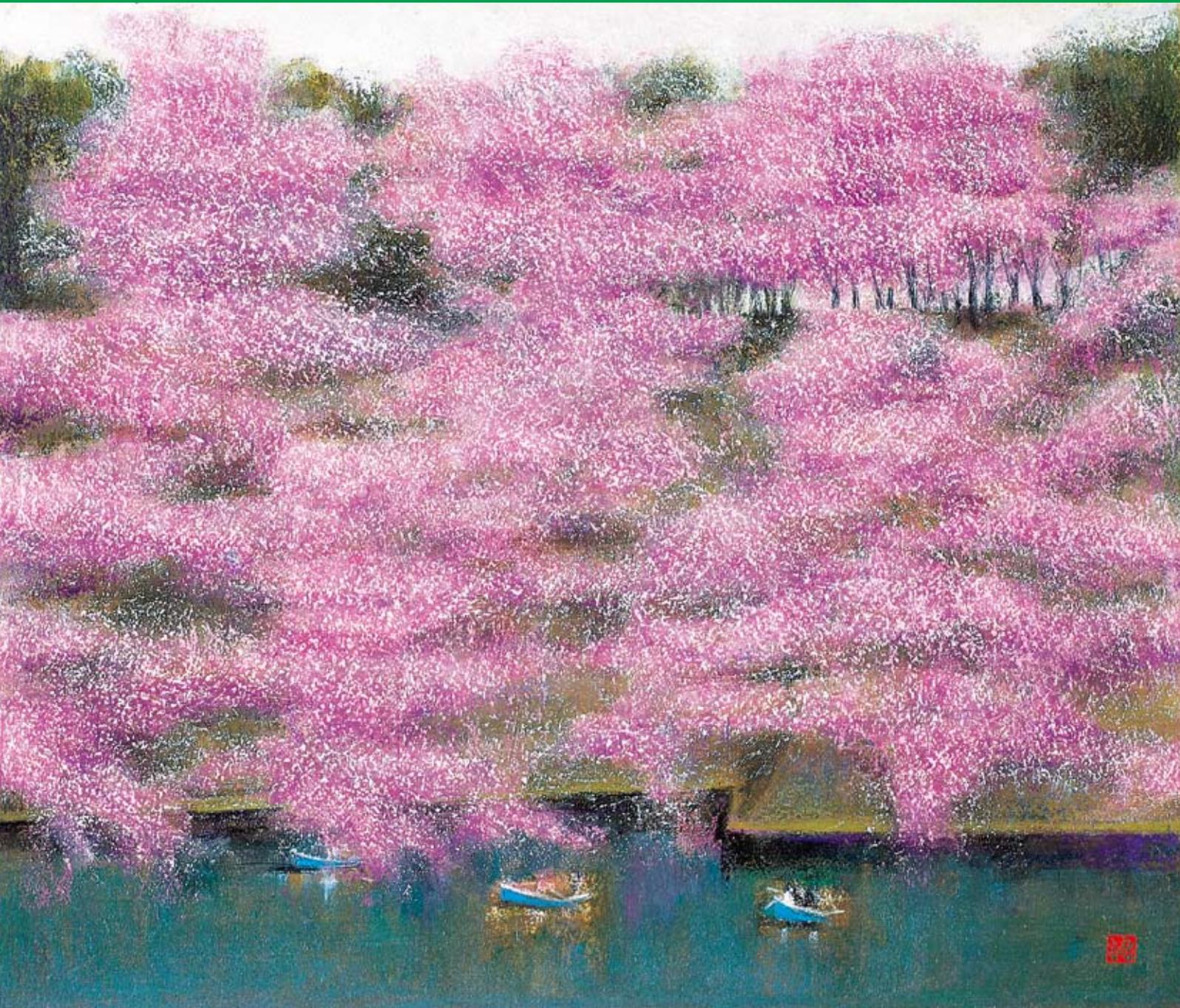


TOSHIMA

社団法人
4 豊島法人会報
APRIL '09 NO. 209



- 第35回通常総会のご案内
- 法人会の活動状況
- 平成21年度税制改正の要綱
- 事務局からのお知らせ

新しいご本、
新しいかばんに。

新しい葉っぱ、
新しいえだに。

新しいお日さま、
新しい空に。

新しい四月、
うれしい四月。



(金子みすゞ「四月」)
出典：「金子みすゞ童謡集 このみちをゆこうよ」JULIA出版局

社団法人 豊島法人会報 4月号

APRIL 2009 No.209

■法人会の趣旨は…

法人会とは、よき経営者をめざす104万社の会員組織です。

法人会でのさまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりをうみだします。

法人会は、公正な税制の実現のため経営者の声を国へアピールしています。

■法人会のシンボルマークとは…

中心の円は、「法人会」のコア(核)である「よき経営者をめざすもの」の団体」を表しております。

そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字「h」に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

第35回 通常総会のご案内

箱根一泊研修旅行……………4

法人会の活動状況……………4

都税事務所からのお知らせ……………17

平成21年度税制改正の要綱……………22

新規会員紹介コーナー(5社)……………24

事務局からのお知らせ……………25

決算シールについて……………26

表紙の言葉・編集後記……………26

豊島法人会行事予定……………27

会員の皆様へ 第35回通常総会のご案内

社団法人豊島法人会の第35回通常総会が次のとおり開催されます。皆様のご出席をお願い申し上げます。

◆日時：平成21年5月18日(月) 午後4時～7時10分

◆場所：ホテルメトロポリタン

豊島区西池袋1-6-1 電話3980-1111(代)

第一部 通常総会 四階 桜

第二部 懇親会 三階 富士

◆内容：第一部 通常総会 午後4時～5時40分

第一号議案 議長録署名人選出

第二号議案 平成20年度事業報告承認の件

第三号議案 平成20年度決算報告及び監査報告承認の件

第四号議案 平成21年度事業計画案承認の件

第五号議案 平成21年度収支予算案承認の件

第六号議案 役員改選の件

第二部 懇親会 午後5時50分～7時10分

会費 5000円(当日、受付でお願いします。)

欠席される方は、委任状の提出をお願い申し上げます。



(写真はすべて第34回通常総会のものです)

豊島法人会 一泊研修旅行 in 箱根

2月6日(金)・7日(土)

於：箱根湯本ホテル河鹿荘



▲高島久之先生による研修



▲72名が参加されました



▲鈴木会長のあいさつ



▲熱心に聴講されました

平成21年2月6・7日に箱根湯本の「ホテル河鹿荘」において一泊研修旅行を開催いたしました。

金曜日土曜日にもかかわらず、72名の会員の皆様にご参加いただきありがとうございました。

当日は前日の寒さが嘘のように暖かく歩いていると汗ばんでくる一日でした。

箱根温泉は、昨年NHKの大河ドラマで人気を博した篤姫さまがその生涯の中で、最初に最後の旅行をした地と聞いております。また箱根町は江戸時代、交通の難所で温泉地としての評価は低かったようですが、現在は首都圏からすぐ行ける温泉郷として毎年多くの観光客で賑わっています。

ホテル河鹿荘はとても豪華なホテルで客室もいろいろなタイプがあり、お風呂は源泉掛け流しで大浴場も広く露天風呂が幾つもあり、皆様方のんびりと思いきいに楽しんでいらっしゃいました。

午後3時50分より第1部研修会をコンベンションホールにて開催され、「電子申告について」を東京税理士会豊島支部の情報システム特別委員会委員長高島久之税理士先生に御講演いただきました。電子申告先進国である韓国の税制についてお話があり、韓国では90%の方が電子申告をされ



▲中村南長崎3・4支部長が踊りを披露



▲たいへん盛り上がった大宴会



▲大空かんださん(左)の歌謡ショー



▲お土産争奪じゃんけん大会



▲和気あいあいと懇親を深めました

ているそうです。その背景には電子申告することにより様々な税額控除があるとのお話でした。日本でも平成19年分20年分では50000円の税額控除がありました。たった1回きりの税額控除ではなかなか電子申告が普及しないのではないかとお話を聞いて危惧いたしました。

午後6時からは第2部の懇親会が鈴木会長のあいさつで開始されました。はじめに大空かんださんの浪曲、漫談、歌謡ショーです。大空かんださんは広沢虎若師の内弟子になり、「残侠の花」で歌手デビューされており、本格的なショーを堪能できました。また、宴席には箱根の芸妓さんも10名加わり、華やかな舞を披露され参加者の表情も緩んでいました。懇親会の終わりには鈴木会長とのお土産(かまぼこなど)争奪じゃんけん大会で盛り上がりました。その後は参加者各々、夜が更けるまで箱根を満喫していたようです。

また当日のお土産として鈴木会長よりワインを頂き、ありがとうございます。翌日もお天気がよく朝食後三々五々お出かけになりました。

今回ご参加できなかった方も次回の一泊研修旅行にぜひご参加していただけますようお願い申し上げます。

(記/小原百合子)

第35回通常総会にむけて

3月18日(水) / 東京信用金庫本店

第4回理事会

平成20年度の最後となる理事会が、多数の理事出席のなか開かれた。



▲会員増強表彰

議事に先立ち、厚生受託会社推進員の方々の会員増強表彰がおこなわれた。議題はつぎのとおりで、すべて承認された。

◆議題

・報告事項

- 1 会員増強の状況
- 2 監事会の報告
- 3 委員会、部会、ブロックからの報告
- ・審議事項
- 1 第35回通常総会

- (1) 議案 (2) 平成20年度事業実績・決算見込み (3) 平成21年度事業計画(案)・予算(案)
- (4) 役員改選 (5) 総会表彰
- (6) 総会の案内書発送方法
- 2 平成21年度の暫定予算

特に21年度は、次の3つの事業を、本部事業として行うことになった。

- 1 社会貢献事業
- 2 「税を考える週間」期間中の「豊島税務署長講演会」
- 3 一泊研修旅行



▲平成21年度に向けて動きはじめる

平成21年が より良き年であるように

1月13日(火) / ホテルベルクラシック東京

豊島税務連絡協議会賀詞交歓会

豊島区内の税務協力6団体が、一同に会し、新年を祝った。

今年度の当番会である豊島法人会、鈴木会長の開会のあいさつにつづき、和氣豊島税務署長、阿南豊島都税事務所長、高野豊島区長の「新年の挨拶」の後、乾杯となり、交流が和やかに始まった。

参加者の一番の話題は、やはり「景気の状態」であり、21年度の景気について活発に意見が交換された会となりました。



▲鈴木会長が開会の挨拶を行った

- 豊島税務連絡協議会
 (社) 豊島青色申告会
 豊島間税会
 豊島酒販連合会
 東京税理士会豊島支部
 豊島納税貯蓄組合連合会
 (社) 豊島法人会



▲挨拶する和氣署長

(写真 / 若林正美)

計画的事業承継のすすめ

事業承継セミナー

(社)東京法人会連合会の平成20年度事業承継円滑化支援事業の一環として、独立行政法人中小企業基盤整備機構と共催で「中小企業経営者のための事業承継セミナー」が、公認会計士根岸二良先生を講師に開催されました。

中小企業経営者自身が、事業承継問題を把握し、事業承継に対する計画的な対策の取り組みについて理解を深めるとともに、新たに成立した中小企業円滑化法(税制改正を含む)等についても解説し、



▲講師の根岸二良先生

経営基盤強化の方策を学んでいただきました。30名を超える出席者があり、有意義なセミナーとなりました。



▲30名を超える出席者

問答形式で判り易い講座

印紙税実務講座

豊島間税会と共催で毎年行なわれている印紙税実務講座が豊島税務署法人課税第三部門上遠野統括官を講師に迎え開催されました。

印紙税は、日常の経済取引において作成する契約書、金銭の受領書(領収書)などに課税される税金です。

このたびは、「協定書・土地賃貸借契

約書・連帯保証人の記載がある借入申込書・借入金受取書」など回答形式で判り易く講座が進められました。多忙な時期にも関わらず、会員78名の出席者がありました。



▲上遠野統括官の判り易い講義



▲78名が熱心に聴講されました

3月12日(木)～14日(土) / サンシャインシティ文化会館

豊島の力を支えるものづくり

第2回としまものづくりメッセ

今年も3月12日(木)～14日(土)の3日間、サンシャインシティ文化会館4Fにて第2回としまものづくりメッセが開催されました。

私たちの生活を支える「ものづくり」を身近に感じていただくための産業見本市として、昨年の第1回に続き今年も「豊島の力を支えるものづくり」をテーマに、環境問題におけるリサイクルや緑化などエコに取り組む企業の出展が多く、来場記念にエコバックの配布などもおこなわれました。出展企業数も57社、28団体となり、各社のブースでは最新の技術や製品の展示



▲体験イベントを親子で楽しむ

紹介が行われ、見学中には「あっ、これここで作っているのか!」と驚くとともに、技術の高さやその美しさに感動をいたしました。

開会中には多くの体験イベントとして、伝統工芸「彫金、べっ甲」の体験や当法人会提供の「子供のための科学教室」、「ライントレースカー体験」、「七宝焼き体験」、「布製マイバックの製作」ビジネス相談会として、金融、事業ローン、企業診断、省エネ推進出張、などが行われ盛況の内に閉会となりました。



▲大好評! 法人会主催「子供のための科学教室」

(記 / 小泉裕克)

3月3日(火) / アルカディア市ヶ谷

平成20年度東法連広報研修会開催さる

東法連広報研修会

恒例の東法連(社)東京法人会連合会主催の平成20年度広報研修会が3月3日午後新宿区市ヶ谷のアルカディア市ヶ谷で開催された。

当日は43法人会から約150名余が出席、東法連の副会長である広報委員長の八木要氏が挨拶を行なった後、研修会に入った。

「インターネット時代の広報業務の基礎」と題してフリーライターの三上美絵氏が講演を行なった。

三上さんは今後インターネットがますます広く活用されてくる中で、紙の媒体での広報誌の役割、また各法人会がホームページを開設している中で、他の法人会との連携を密にしていければ、広報活動も面白みを増して



▲三上美絵氏の講演

くるといった指摘がなされた。また東京法人会連合会の中の実例として、神田法人会の「ご近所さん訪問」、日本橋法人会の「YouTubeを利用した動画配信」、また麻布法人会の会報「あかやまぶき」との連携の実例は、今後当法人会としても大いに参考と思われた。尚、当法人会からは小泉、松尾、加古、瀧川の広報委員と事務局が参加した。その後、別室にて懇親の夕が持たれた。

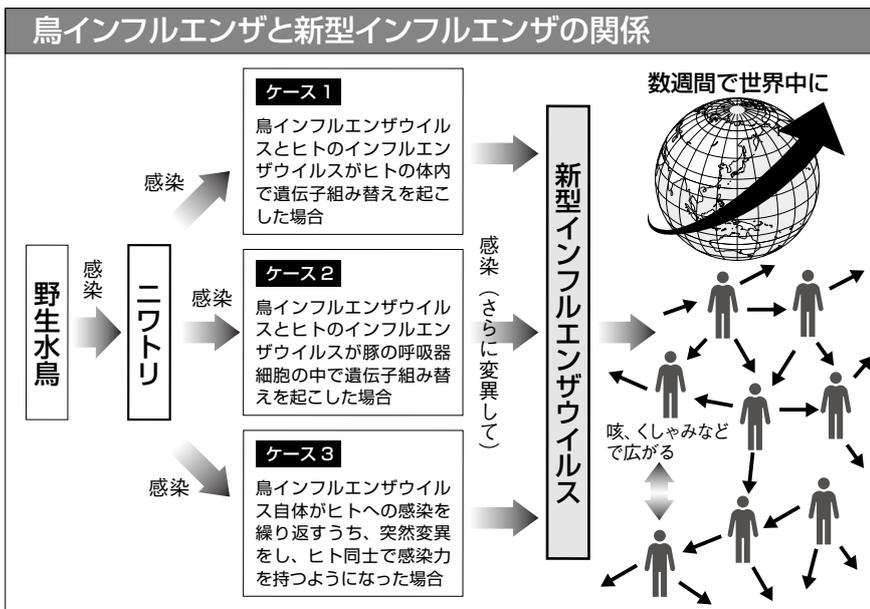
(記 / 瀧川昌宏)

新型インフルエンザセミナー／社会貢献事業

◆第一部／新型インフルエンザの怖さを知る
講師／池袋保健所長 永井 恵

◆第二部／命を守る。団体や企業を守る。業務継続計画
講師／特定非営利活動法人事業継続機構 事務局長 細坪信二

怖さを知り家族・従業員・企業を守る



▲名司会の女性部会 遠藤副会長

過去の新型インフルエンザ	
1918	スペイン・インフルエンザ (H1N1) 死者2000~4000万人 (2002年世界全体で4880万~1億人との論文あり) 致死率 罹患者の2% (米国)
1957	アジア・インフルエンザ (H2N2) 死者200万人以上……致死率0.53% (米国)
1918	香港・インフルエンザ (H3N2) 死者100万人以上



▲鈴木会長の挨拶と講師

豊島区から「団体、企業の代表者を集めて新型インフルエンザセミナーをした」と何回かお話しがあり、共催で法人会社会貢献事業として初の企画。
理解と業務継続計画を
実際に実行して参加者の話を聞くと、ほとんどが聞いて見て良かった。「学校や会社の社員、家族に怖さを話して行こう！業務継続計画も重要なのは分かったけど、これを自社で策定するのは何回か勉強しないと大変だ。」との意見や感想だ。

まず理解し業務継続計画を立て、教育・訓練等により習熟して倒産を免れる事にもなる。
パニックにならない危機管理を
また関連企業や一般の人達にも理解して頂き実行していかないと、もし発生した時に大変なパニックも想定される。

この辺の危機管理が日本は大変遅れていると聞いている。今回は週末や、お彼岸三連休を前にして80名と少し集りが悪かったのは残念だが、これが一つのきっかけ作りになれば幸いだ。

(全90項目のセミナーの一部を紹介)
(記・写真／実行委員長 若林正美)

セミナーの様相を撮影したDVDをお貸しします。詳しくは豊島法人会事務局まで(TEL 3985-8940)

事業継続(Business Continuity)とは

企業が災害や事故などで被害を受けても重要業務を

- ・中断が許される時間内に(なるべく早く)復旧させること
- ・ただし、中断が許されないものは中断させないこと

<事業継続の対策における事前と事後の側面>

1) 被害を予防・抑制する

- ・被害やその影響を小さくする事前対策
- ・重要業務の復旧を早くしやすくなる効果がある

2) 被災時に重要業務の事業継続を実現する

- ・継続や早期復旧を実現する体制、対応手順 等
- ・平常時から周到に計画し、教育・訓練等により習熟しておく

※重要業務とは、重要な事業に不可欠な業務と考えてよい

新型インフルエンザ対策ガイドライン

1. サーベイランス等ガイドライン
 2. 検疫に関するガイドライン
 3. 水際対策に関するガイドライン
 4. 感染拡大防止に関するガイドライン
 5. 医療体制に関するガイドライン
 6. ワクチン接種に関するガイドライン
 7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
 8. 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
 9. 個人、家庭及び地における新型インフルエンザ対策ガイドライン
 10. 情報提供・共有(リスク・コミュニケーション)に関する新型インフルエンザ対策ガイドライン
 11. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
- その他：新型インフルエンザ流行時の日常生活におけるマスクの考え方
- ウイルスの国内侵入防止、国内蔓延防止
医療の確保
国民各層の取組 社会機能維持等

消費税期限内納付

推進運動 実施中!

消費税の
申告対象の方は、
期限内納付を
忘れずに。



- 消費税はお客様からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限があります。

申告・納税にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告のほか、直前の消費税の年税額に応じて中間申告が必要となります。

直前の消費税の年税額	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※地方消費税は含みません。

「としま喫煙マナー」にご協力を！

喫煙マナーアップキャンペーン

社会貢献委員会は豊島区清掃環境部環境課の「喫煙マナーアップキャンペーン」に毎回参加協力しています。

2月に行なわれたキャンペーン(6日間)には、天候不順で3日間となりましたが、社会貢献委員延10名が参加しました。池袋駅西口周辺のゴミの清掃やゴミ袋の配布、またマイクを通して「歩きタバコ、ポイ捨て禁止」の呼びかけをおこないました。



▲喫煙マナーアップの呼びかけ(写真提供:豊島区)

今年、選挙の年！ 地域行政講演会

第4回 3名の都議と語る

今年も、講師に、長橋桂一氏(公明党)、泉谷剛氏(民主党)、矢島千秋氏(自民党)の3名をお招きして、今、東京都が抱える問題を豊島区の観点から、述べていただいた。東京都の今年度の税収は、法人都民税・事業税が7500億円の減少が見込まれるようだ。都の予算が今年度6兆5000億円だから、いかにも大きな歳入減といえる。そんな中、新銀行東京に400億円の追加支援をするという。現在、1万社の融資を行なっているが、ATMなどの初期設備に金がかかり過ぎ、おそ



▲今年も3名の都議と熱い議論が交わされた左から 長橋桂一氏、泉谷剛氏、矢島千秋氏

らく倒産するのではと見る議員もいた。築地市場の豊洲への移転も、都民の食を扱う地面から、シアンやベンゼンなどの有害物質が基準値の数万倍も検出されては、当然反対と思われるが、移転準備委員会(仮称)の採決は3回行なわれて、3回とも15票対15票というから驚きである。東京オリンピック誘致に関しては、子供達に夢と希望を与え、最先端の世界一の技術を駆使する点では、全員が賛成だった。東京メトロ副都心線については、大江戸線の開通以来の黒字転換が見込まれているという。

また、出席者からは、商店街の補助金、衆議院解散総選挙の時期、オバマ政権が日本にもたらすメリット、都税還付金が20円振り込まれたが無駄な業務は止める等々、様々な質問が出て、無事講演会は終了となった。

会場を移しての懇親会の場でも、議員も参加して、熱い議論も交わされ、盛況のうちにお開きとなりました。

7月12日の都議選投票日には、皆さん、投票所へ行きましょう。

(記/天沼友一)

青年部会

2月3日(火) / 豊島区役所

豊島社会福祉協議会へ寄贈

チャリティ金寄贈

青年部会恒例のチャリティ暑気払いのチャリティ金を今年度は、社会福祉法人豊島区社会福祉協議会に寄贈いたしました。

贈呈を行うため去る2月3日豊島区役所を訪問し、同会会長の高野之夫豊島区長、二ノ宮富枝常務理事事務局長、長戸明地域福祉課長にお会いしました。



▲高野区長を通じ寄贈いたしました

高野区長からは、昨年11月に豊島区が人口密度日本一の都市となったことで、環境対策がますます重要となり、「環境都市づくり」の一環として、緑を倍増させる計画と、1月30日に文化庁が創設した「文化芸術創造都市部門」における長官表彰を北海道札幌市、兵庫県篠山市、山口県萩市とともに受賞し、東京でははじめての荣誉であるとのことのお話がありました。

最後に豊島区と豊島法人会がますます連携して、池袋を新宿、渋谷に負けないまちづくりを目指す意気込みを共有して訪問を終えました。

(記 / 加古博昭)

青年部会

3月2日(月) / ロサボウル

ハイレベルな大接戦

ボウリング大会



▲大接戦に盛り上がる会場

青年部会恒例のボウリング大会が行われました。

5レーンに4人組・3人組と合計18人で試合が行われました。

今年はハイスコアが多く、接戦の結果岩松幹事が優勝しました。

懇親会は炭火焼肉・韓流もつ鍋トネリアンで行われ、懇親会からの出席者を加えた計22名で、大いに語らい懇親を深めることが出来ました。

この結果をもとに、次回の東法連青年部会第4ブロックボウリング大会での優勝を期待したいと思います。



▲南山副会長の挨拶(奥)



▲優勝した岩松幹事(右)

「変化でできるものだけが生き残る」 そんなマレーシア経済発展の実態を探る



青年部会海外研修

2月11日(水)～15日(日)

マレーシアクアラルンプール

15世紀以降に中国から新天地を求め、マレー半島にやってきた人々は、その恵まれた環境に住み着き、異文化は混じりあい、そのマレーシア人はアジアにおける重要な国家を築き上げている。優しく、美しく、遅しく、本年度の青年部海外研修はそんなマレーシア人の、フレンドリーなスマイルに迎えられて、首都クアラルンプールから始まりました。

高さ452メートルのオフィスビル、ペトロナス・ツイン・タワーをその経済伸張のシンボルとするこの街は、そのシンボルビルが大きく近くなるにつれて、人と車は

増え続け、長旅に疲れていた我々に、近頃の東京ではめったに遭遇しなくなった交通渋滞の洗礼を、浴びせかけてきました。今回の研修目的は、日本とアジア経済圏の現状把握と将来性を体験する事が目的でした。

マレーシアは過去3カ年でGDP5%強の経済成長を成し遂げている。対日貿易においても、3カ年で輸出の伸びは5.8%にも達し、その貿易構成比は10%を超える金額に成長している。(JETROより) 具体的には、近年目覚ましい発展を遂げてきた要因である、マレーシアの経済政策、特に国

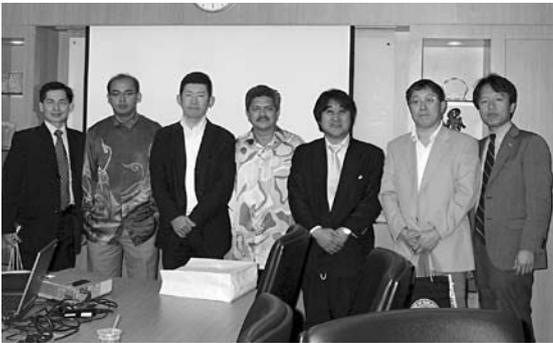
家プロジェクトによる、外国資本の受け入れ施策を実際に体験する為に、国立貿易振興機構MATRADE社・MIDA社に視察訪問することでした。

MATRADE社の圧倒される大きな建物に入り、エレベーターを降りるとそこは、デパートのようなショールームが広がっていました。私たちは、国家が推奨する自国製品の展示ショーケースに目を奪われながら、会議室へと導かれました。会議室には、日本語の通訳の方が待機され、我々の座る机には英文の名札、オレンジジュースと水、そしてお菓子和コーヒーマ

世界でのビジネスマッチングも企業の負担なしに、コーディネートを提供していました。そしてこの国営公社は、全ての国民の税金により運営されているというのです。

民営化の後遺症に悩まされているわが国とは、全く違う国家政策です。国家が自社製品を無料で世界に宣伝してくれているのです。また、「ハラル」という国教であるイスラム教の健康食品を、是非、健康食嗜好の日本において販売したいという、リクエストも出てきました。国家が自国の企業を育て、支援し世界的競争力を蓄えさせる。マレーシアの経済政策が、自国企業にそして国家経済に実用的な成果と効果をもたらしている事が分かりました。

▲MATRADE社にて



▲MIDA社にて



▲活発で有意義な内容の研修



で用意して歓迎してくれました。豊島法人会すなわち「TOSHIMA TAXPAYER CLUB」という名前がストレートでわかり易いので歓迎されやすいのだと、少し誇らしげな気分になりました。

約20分ほどのプレゼンテーションを受け、その後は活発な意見交換、質問が相次ぎました。MATRADE社の役割は、データベース上にある、国内企業1万6千社の貿易プロモーションを無償で世界に提供する事でした。

今日日本の企業は、世界の急速な変化に対応する能力を持つ事を「生き残りの条件」として義務付けられている環境の中で、企業と国家がより公正な関係の上で協調していく事が、将来の日本経済において、とても重要な要素であると我々は感じました。最後に「健康 清潔という今後の大きな市場が、世界中にある」と彼らは誇らしげに言いました。

(記)加藤直光 写真/加古博昭

第3回 女性部会海外研修in 香港・マカオ



女性部会海外研修

2月11日(水)～14日(土)

2月11日から14日までの3泊4日の研修旅行は晴天に恵まれ楽しい研修旅行が出来ました。

日本貿易振興機構(ジェトロ)の海外ブリーフィングサービスを申し込んでいた私たちはジェトロ香港センター(40階会議室)に訪問し、香港の現状を石原次長様にお話をお伺いしました。香港の人口密度は世界一で、コンテナ貿易としても現在世界一を維持しているそうです。地

階数でした。国土面積が小さいので、上へ上へと建ち、食費よりも一番高いのが住居だそうです。

香港・マカオは身近なところに日本のものがあり(例テレビドラマ・アニメ・マンガ)、日本に対するイメージが大変良いとのことでした。経済は、現在レストランがつぶれ、銀行のリストラがあるなど、右下がりの状況だそうです。

香港は特区としてのメリットとして、法律制度はイギリス方式であるが、中国の法律で競わないとならないため、フットワークの良い中国政府の実験場所となっている。香港経済に対し、国はお金を補助して、みんなが家電を買いました。



▲大変有意義な研修でした



▲ジェトロ香港センターにて

と消費の伸びを目的として内需拡大を考えている。景気はもろろん、香港も少子高齢化の傾向ではありますが自由なお国柄のため、人手が足りなければ他国から人を呼ぶ柔軟性があるとのことでした。マカオはポルトガルの領土権、香港はイギリスの領土権であったが1997年に中国に返還されたために50年間は特別要請区(特区)として香港・マカオは守られているとのこと。大変分かりやすく話していただき、部会員からも質問が出るほどのディスカッションがありました。

夜は地元の料理を中心に海鮮中華、広東中華等と中華料理三昧に舌鼓を打ちました。もう中華はご馳走様ですと皆さん口々におっしゃっていました。

余談ですが、帰国日は折しもバレンタインデー！日本ではチョココレートですが、香港ではお花をプレゼントするイベントデーになっているそうで、その日はお花代が高くなるとのこと。それは我が国の商法と同じですね。日本と比較しての勉強は、具体性があり、参考になります。

今年度はインドへITの海外研修を企画してりましたが、昨年11月に起きたインド・ムンバイ同時多発テロの影響により、香港の経済の研修となりました。

2年に1度の海外研修、さて2年後は何処へ…

(記)森永鈴江 写真/大石寛子

税は輝いている！

税務研修会・新春交流会

今年初めての税務研修会は、豊島税務

署から北川副署長を講師にお迎えし、「税は輝いている」と題したご講演をいただき、新春交流会では、恒例のアトラクションを取り混ぜて、会員交流の場として楽しいひとときを過ごしました。



▲新春交流会での鈴木会長のあいさつ



▲北川副署長の講演

■第一部 税務研修会

北川副署長は始めに数字のユニークなキーワードでご自身の生い立ちを話され、なかなかの雰囲気作りをされたあと、これまでいらした名古屋国税局管内の特色を語って下さいました。愛知県は自動車産業のトヨタ、瀬戸焼や美濃焼、伊勢志摩真珠、松阪牛、シャープの亀山工場、ヤマハやカワイの楽器、アパレル産業などさまざまな産業に恵まれ、その売り上げは全国の経済規模の10%を占めるということです。なかでも、真珠は成長するま



▲熱心に聴講

でに手間と年月がかかり、出荷に5、6年にかかることや、真珠の例え話で脱税のからくりをご説明頂いた部分は大変興味深く、本日のテーマ「税は輝いている！」は、真珠が輝くまでの道のりにお言葉を掛けられてのことのようです。

お話の最後では、「税を通じて社会の貢献する経営者の集まり」である法人会は、海外にない日本独特の団体であり、税の公平・中立な課税を実現するために提言する団体として、今後もご活躍いただきたいと、エールを送られました。

■第二部 新春交流会

新春交流会は会場を移し、まず大石部会長の挨拶による米大統領オバマ氏による経済再生への期待と、女性の地域社会への貢献への期待で始まりました。次に鈴木会



▲松田松雄氏(左)の南部民謡演奏

長のご挨拶では、昨年度末の世界的不況に対し女性部会として考えて行くべきことは、少子化対策であり人口の減少とそれに伴う税の減収が大きな問題であること、女性だからこそ社会貢献の一つとして少子化対策に取り組んでいきましょう、と抱負を語られました。南山副会長による乾杯では、4月総会まで気をひきしめて頑張ってくださいと皆に激励のお言葉があり、楽しい歓談のひとときが始まりました。

途中のアトラクションでは大石部会長の友人の松田松雄氏による南部民謡演奏があり、その歌声と三味線、尺八はまさしく新春にふさわしい力強さと透明感がある音色に皆しばし聞き惚れてしまいました。そのあとで、女性部会メンバーのご息息である中学生、渡利直人君の練馬東納税貯蓄組合連合会優秀賞の作文「税についての作文」が披露されました。どうして税が必要であるのかという疑問から出発し、税金で何が出来るのかを考え、税金が将来の環境作りに必要なので貯金と違うことになるといふ締めくくりの内容です。中学生でありながらしっかりと文章で、税は良き日本の未来の為にあるものだという原点を考えさせられる良い作文でした。美味しいお料理とお酒を堪能して終始賑やかな新春交流会も田近副部会長の閉会のことばで締めくくられ、素晴らしいひとときが終了いたしました。

(記 / 坂巻公美子)

もてなしの心



女性部会 初釜 1月28日(水)／目白庭園赤鳥庵

▲修練された動作の美

▲大石部会長によるお点前

お点前のその一つひとつの動作に凛と張った空気が流れ、しばし厳かな時間を体験しました。とはいえ、参加者の全てがお作法に通じているという事では無く、お菓子のいただき方からお茶のいただき方まで、和気

がご用意下さったしつらえは、萩焼の花入れに紅白の椿、香合はおめでたいおしどりをかたどったもの、茶器とお茶碗には梅があしらわれ、新春にふさわしいものでした。濃茶席では亭主を大石部会長が務め、薄茶を門川会員が点てられました。お点前のその一つひとつの動作に凛と張った空気が流れ、しばし厳かな時間を体験しました。とはいえ、参加者の全てがお作法に通じているという事では無く、お菓子のいただき方からお茶のいただき方まで、和気

新年を迎え、今年で3回目となる「初釜」が目白庭園 赤鳥庵にて開催されました。今年には濃茶席、点心席(会食)、薄茶席の三部構成で行われ、和の世界にゆっくりと時間をかけて浸ることとなりました。初春にふさわしく、和服を着こなした部会員が多数参加し、ゲストでいらした南山副会長のお嬢様のあでやかなお振り袖姿が、なお一層の華を添えて下さいました。



▲和気あいあいと過ごした一日でした

今回は予定外に特別参加のお客様もいらっしやいました。遠藤副会長のお知り合いのアメリカ大使館の方で、こういう席は初めての体験だったのではないかと思えます。お茶会が終わって感想を聞

あいいいと丁寧に教えていただきました。お茶会というと堅苦しく感じるものですが、初心者でも楽しく過ごすことができるのは、女性部会ならではの「もてなしの心」だと思えます。

いてみたところ「物を大切に扱う心が伝わってきて平和で穏やかな時間だった」とおっしゃっていました。そして、濃茶はちよつと苦手で薄茶のほうが良かったとも。

私も薄茶はたまに口にすることがありますが、濃茶は初めてで、実際その濃さに驚きました。後で調べたところによると、濃茶は香味が強く旨味の強い抹茶が使われ、一人分は茶杓に山盛り三杓を三口半で飲める程度に伸ばすので濃茶は「練る」と呼ばれ、薄茶は茶杓に山盛り一杓半の抹茶をもつと量の多いお湯で割り、強く攪拌してきめ細かな泡をたてることから「点てる」と呼ばれるそうです。

(記／坂巻公美子)

5月の中間（予定）申告から **地方法人特別税** の申告が必要です

平成 20 年 10 月 1 日以後開始する事業年度から、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要になります。例えば、事業年度が 1 年で、9 月末が決算期である法人の場合、平成 21 年 5 月に行う中間（予定）申告から、地方法人特別税の申告が必要になります。

〈① 中間仮決算による申告を行う場合〉

地方法人特別税の記載欄が追加された**新しい中間・確定申告書(第 6 号様式)**により申告してください。

〈② 予定申告を行う場合〉

平成 20 年 10 月 1 日以後開始する最初の事業年度は、前事業年度の地方法人特別税額がないため、**初年度の経過措置が設けられています**。ただし、法人事業税・地方法人特別税をあわせた額は、前事業年度の法人事業税額の 6/12 となる仕組みとなっているため、従来と税負担は変わりません。

【平成 20 年 10 月 1 日以後開始する最初の事業年度の予定申告税額の計算方法】

＜法人事業税＞

(前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 12^{※1}) × 3.3

＜地方法人特別税＞

(前事業年度の法人事業税額(各割の合計額^{※2}) ÷ 12^{※1}) × 2.7

※1 事業年度が1年に満たない場合は、前事業年度の月数で計算します。

※2 外形標準課税法人の場合、所得割、付加価値割、資本割の合計額です。



申告書の書き方については、申告時期に送付する「**予定申告書(第 7 号様式)記載の手引**」をご覧ください。

4月から、法人二税・地方法人特別税、事業所税の **電子納税** ができます

東京都では、地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用した電子申告等に加え、4 月から、電子納税も可能になりました。^{※1} Pay-easy(ペイジー)^{※2}を通じて、インターネットバンキング^{※3}、ATM等から納付できます。

※1 23 区内の固定資産税(償却資産)について、電子申告はご利用いただけますが、電子納税はできませんのでご注意ください。

※2 領収証書は発行されませんので、必要な場合は納付書により金融機関の窓口等で納付してください。

※3 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する場合は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

都税でご利用可能なサービス	事業所税 (23区内)	電子申告	電子申請・届出	電子納税 new
		法人事業税 法人都民税 地方法人特別税	<ul style="list-style-type: none"> 納付申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告 など 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等新設・廃止 減免申請(4月から開始) みなし共同事業に関する明細(4月から開始)
		<ul style="list-style-type: none"> 予定申告 中間申告 確定申告 修正申告 清算確定申告など 	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立・設置届出 異動届出 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 申告書の提出期限の延長の承認申請 	<ul style="list-style-type: none"> 本税の納付 延滞金の納付 加算金の納付 見込納付

利用手続きについてのお問い合わせ

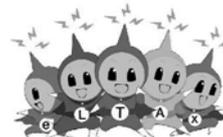
ホームページ <http://www.eltax.jp/>

サポートデスク ☎ 0570-081459 (IP 電話・PHS から: ☎03-5339-6701)

※ 午前 8 時 30 分～午後 8 時(土日祝・年末年始を除く)

エルタックス

検索



【お問い合わせ】 豊島都税事務所 3981-1211 主税局HP <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

第12回

目白ロードレース開催



2009.3.8 日

記事 / 松尾和代子

今回も1,200名あまりのランナーが参加し、すばらしい走りを見せました。天候は曇、気温10℃の中、はじけるようなスプリンターたちが集合。9種目が次ぎ次ぎにスタートしました。税務署からも10人の参加を得て、胸にはe-Taxのロゴが躍り、5kmを完走しました。

高田ブロックは貴重品預かり等、レース運営の一端を担い、法人会のPRにもなりました。

- ◇場 所 / 豊島区立千登世橋中学校・学習院周辺
- ◇主 催 / 目白ロードレース実行委員会
- ◇主 管 / 豊島区陸上競技協会
- ◇後 援 / 豊島区・豊島区教育委員会・社団法人豊島法人会他
- ◇特別協賛 / (株)ランナーズ



▲会長も開会式に出席



▲高田ブロックから運営のお手伝い



▲税務署職員も走ってe-TaxをPR

Mejiro Road Race 2009

目白
ロードレース
FINISH

【協賛】
目白商業協同組合
社団法人 豊島青色申告会
社団法人 豊島法人会
社団法人 日本郵便協会



4名の地区長によるパネルディスカッション

第6回長崎ブロック法人会フェア

恒例の地区会員の皆様を対象にいたしました、長崎ブロック法人会フェアが開催されました。今回は、4名の地区長の方々による、それぞれの専門のテーマで情報を話していただきました。

まず、長崎地区長・徳田昌久様による「今でも使用され残されている発ガン性物質アスベストの危険性について」、つぎに南長崎地区長・島田謙司様による「地球環境問題について意識を高めるためのエコ検定の勧め」を話され、続きまし

て要町高松千川地区長・塚田義信様より「豊島区のまちのルールは皆さんが主



▲4名の地区長によるパネルディスカッション



▲懇親会でも話が弾む

体となって作る地区計画が元になっている」と、まちづくり重要性を説かれ、最後に千早地区長・岡本重史様より「豊島区の地価について、時代、景気、場所、道路付け等で土地の価格は常に変化している」と興味ある話をしていただき、質疑応答なども含めまして予定の時間を越えて終了となりました。

その後の懇親会でも4つのテーマの話で初参加の会員の方とも話が弾み、にぎやかに楽しく閉会となりました。

(記 / 小泉裕克)

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

e-Tax

アウケス
してネ!

ネットでどこでも申告・納税

「e-Tax」を利用して所得税を申告すると次のようなメリットがあります。

最高5,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付金がスピーディー



法人会キャラクター けんた

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

「e-Tax」ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

大塚西果嶋ブロック

3月27日(金) / 南大塚桜通り

第10回桜まつりの真実 南大塚に定着した桜まつり

南大塚
桜まつり

今年の桜は、寒の戻りのせいで五分咲き。しかし、桜のつぼみは、青空に向かってピンと背筋を伸ばし、その姿はまるで、景気後退の中、黙々と業務に精を出している豊島法人会の会員の方々にも似ている。今年で10回目となった桜まつりは、大塚西果嶋ブロックのもと、各支部長、会員の方々の協力を得て、息の合った呼吸で取り組んだ。はじめは、この寒さで人出を心配したが、日中は暖か

い日差しが戻り、夕方には多くの会員と一般の人々で大盛況となった。

おふくろの手作り味、600人分!

西果嶋中学校の家庭科教室で、早朝からの準備。とん汁、おでん計600人分! あくまでも「おふくろの手作り味」に拘った天下一品の味。開始時間前から、いにおいに釣られて長い列ができ、鍋がからっぽになるまで、列が切れることはなかった。鈴木会長はじめ長島副会長など多くの方々が応援に駆けつけて下さり、豊島法人会会員の団結の強さを改めて感じた。会員のある女性に尋ねた。「とん汁とおでんは持つて、社に戻ります。みんなで分けて食べますよ。こんな行事があると、とても元気がますね!」また、ある男性は「僕たちは毎年、この日を楽しみにしているんですよ! 和気あいあい、いいですね。」

地元の方々、会員の方々の笑顔があるからこそ、今日まで桜まつりを続けてこられたと思う。皆さんの笑顔を原動力として、来年もまた、がんばってきたいと願う。



▲600人分のとん汁・おでんもあっという間に完売

(記 / 阿部双葉・写真 / 天沼友一)

上池袋支部

4月5日(日) / 上池袋さくら公園

地域に密着した活動

上池袋さくら公園さくら祭り

今年、桜の開花が特にはやく、桜が気になっていたが、3月下旬に気温の低い日が続く、この「さくら祭り」まで桜が待っていてくれた。

当日は、朝から陽射しが暖かく、絶好のお花見陽気となった。

上池袋支部では、毎回役員が、支部会員に「飲み物引換券」を配り、参加を呼びかけてきているが、今年も、その引換

券を片手に多くの会員の皆様、公園の一角に設置した「上池袋支部コーナー」に立ち寄った。

この「さくら祭り」は、地元町会主催であるが、夏の「盆おどり」とあわせて上池袋支部では協賛し、地域の方々の交流を深めてきている。

それと同時に、法人会活動へのご理解、ご協力をお願ひしている。



▲満開の桜



▲今年も盛況でした

会長代行に、伊東佑浩氏

2月12日(木) / ホテルメトロポリタン

第34回豊島優申会定時総会

60名を超える会員が出席し、20年度事業報告・収支決算・監査報告、21年度事業計画案、収支予算案が承認された。

21年度の事業としては、昨年、都合により中止になりました「交流会」開催、また、優甲会で初めての「顔写真入りの会員名簿」の発行などを予定しております。

今回、稲川会長が体調不良のため、来年の役員改選まで、伊東副会長が、「会長代行」として会長職務を引き継ぐことになった。



▲会長代行を務めることになった伊東佑浩氏

総会後、春季研修会が開催され、今回の講師は、テレビ朝日ニュースキャスターの川村晃司が、「政治・時事から読むこれからの日本」のテーマで講演された。また、研修会の講師など、ご意見、ご感想がございましたら下記連絡先までお願いいたします。



▲60名を超える出席者



▲川村晃司氏による講演

豊島優申会事務局
TEL 3985-8940 担当 山口

「豊島法人会報」の印刷見積募集

平素は、当会の事業にご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、年4回発行しております「豊島法人会報」の制作・印刷・製本等の業務を印刷業を運営されている会員の方に発注したいと存じます。

つきましては、左記の要領で「豊島法人会報」のお見積りを、事務局まで提出していただくようお願い申し上げます。

—記—

①仕様

A4版・28ページ・中綴じ・5000部 表1、表4のみカラー。
(見本誌 豊島法人会報7月号 NO.206)

②会報発行月日

7月、10月、1月、4月の年4回(各月の20日)

③発注期間

平成21年7月号～平成23年4月号(2年間8回発行)

④条件

- (イ) 制作(編集レイアウト、校正など)と印刷製本を一括して受注する。
- (ロ) 広報委員会に出席し、会報編集に対して専門的なアドバイスをを行う。
(1号編集、発行することに広報委員会を2～3回開催する。)
- (ハ) 豊島法人会員であり、法人会費を20年度まで納入している。
- (ニ) 納品場所(2箇所)：豊島法人会事務局(豊島区池袋)
豊島区立駒込生活実習所(豊島区駒込)
- (ホ) お支払い：月末締切り、翌月20日に指定口座に振り込みます。

⑤見積提出・締切日 5月14日(木) 午後3時

2年間、8回受注した場合の見積額を、左記 豊島法人会事務局までご送付をお願いします。

ご提出いただいた御見積りは、総務委員会で慎重に審議し、その結果は6月5日(金)までに、ご連絡いたします。

(事務局住所) 〒171-0014 豊島区池袋2-55-2 鈴木ビル 担当 山口宛

平成21年度税制改正政府の基本方針決まる！

税制改正の要綱 閣議決定!!

政府は、本年1月23日、平成21年度税制改正の要綱を閣議決定しました。主な内容をお知らせします。



項目	改正前	改正後	備考								
<p>1 住宅土地税制 所得税額の特別控除</p>	<p>(適用条件) ・住宅を居住の用に供した日(20年中) ・住宅ローン残高2000万円以下の部分</p> <p>① 控除期間10年の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>1～6年目</td> <td>1・0%</td> </tr> <tr> <td>7～10年目</td> <td>0・5%</td> </tr> </table> <p>② 控除期間15年の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>1～10年目</td> <td>0・6%</td> </tr> <tr> <td>11～15年目</td> <td>0・4%</td> </tr> </table> <p>(①、②の選択適用。①②とも控除限度額最高160万円)</p>	1～6年目	1・0%	7～10年目	0・5%	1～10年目	0・6%	11～15年目	0・4%	<p>(適用条件) ・一般住宅を居住の用に供した日(21年～25年中) ・控除期間 10年 ・控除率 1・0%</p> <p>① 21年～22年に居住の場合 □1年未満残高 5000万円(限度額) 控除額最高5000万円</p> <p>② 23年に居住の場合 □1年未満残高 4000万円(同) 控除額最高4000万円</p> <p>③ 24年に居住の場合 □1年未満残高 3000万円(同) 控除額最高3000万円</p> <p>(※) 25年に居住の場合 □1年未満残高 2000万円(同) 控除額最高2000万円</p>	<p>・長期優良住宅を居住の用に供した日(21年～25年中) ・控除期間 10年</p> <p>① 21～23年に居住の場合 □1年未満残高 5000万円(限度額) 控除率 1・2%(控除額最高6000万円)</p> <p>② 24年に居住の場合 □1年未満残高 4000万円(同) 控除率 1・0%(控除額最高4000万円)</p> <p>③ 25年に居住の場合 □1年未満残高 3000万円(同) 控除率 1・0%(控除額最高3000万円)</p> <p>(注)備考 税額控除の額が所得税の額から控除しきれない場合には、住民税から控除する措置が講じられる。(10年にわたり各年最高9・75万円が限度。)</p>
1～6年目	1・0%										
7～10年目	0・5%										
1～10年目	0・6%										
11～15年目	0・4%										
<p>(2)長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設</p>	<p>(創設案) 長期優良住宅の新築等をした場合、一般住宅より割高となった部分の10%相当分をその年分の所得税額から控除。</p>	<p>(創設案) 個人および法人が国内にある土地でその年1月1日において所有期間が5年超のものを譲渡した場合には、その年中の当該譲渡にかかる譲渡所得金額から1000万円を上限に控除(当該譲渡所得金額が1000万円に満たな場合には当該譲渡所得金額)。</p>	<p>性能強化のための割高となった金額が1000万円超の場合は1000万円が限度。 省エネやバリアフリー等の改修工事でも同様の措置が講じられる。</p>								
<p>(3)土地税制 ①平成21年及び22年中に取得した土地などの長期譲渡所得の1000万円特別控除制度の創設</p>	<p>(創設案) 個人および法人が国内にある土地でその年1月1日において所有期間が5年超のものを譲渡した場合には、その年中の当該譲渡にかかる譲渡所得金額から1000万円を上限に控除(当該譲渡所得金額が1000万円に満たな場合には当該譲渡所得金額)。</p>	<p>(創設案) 事業者が平成21年から平成22年の間に国内にある土地等を取得し、その取得日を含む事業年度の確定申告の提出期限までに本特別の適用を受けるための届出を出している場合、その取得日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等を譲渡した場合、先行取得した土地等について、他の土地等の譲渡益の80%相当額を限度として課税繰延可。</p>	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した国内にある土地等を譲渡した場合に適用。</p> <p>先行取得した土地等が平成22年中に取得された場合は、他の土地等の譲渡益等の60%相当額を限度に課税繰延可。</p>								
<p>2 企業関係税制 (1)軽減税率</p>	<p>中小企業の各事業年度の所得800万円以下の金額に対する法人税率 ．．．．．22%</p>	<p>同 上 ．．．．．18%</p>	<p>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの各事業年度に適用。</p>								

7 納税環境整備	電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告にかかる所得税の特別控除制度 ・・・50000円	適用期限を2年延長。	
6 自動車課税 自動車重量税(国税)、 自動車取得税(地方税)	自動車取得に際しては、自動車関係税が課される。	自動車購入時にかかる自動車重量税(国税)、自動車取得税(地方税)について、以下の措置が講じられる。 ・ハイブリッド自動車などは免税 ・その他環境性能の優れた自動車は75%または50%軽減	平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新車取得の場合に適用。 自動車重量税については、車検時にも軽減措置を適用。
(3)生命保険料控除の 改組	一般の生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額 ・・・各5万円	同 上 ・生命保険契約等のうち介護(費用) 保障または医療(費用)保障を主契約または特約にかかる保険料等 ・一般と別枠で4万円の所得控除(介護医療保険料控除)を創設	平成24年分以後の所得税について適用。 今回の改組に伴い個人住民税についても所要の措置が講じられる。
(2)少額の上場株式等 投資のための非課税 措置の創設	(創設案) 上場株式等の配当所得および譲渡所得等にかかる10%軽減税率が廃止され20%本則税率が適用される際に、以下の少額上場株式等投資のための非課税措置を創設。 ①居住者など(20歳以上の者)は金融商品取引業者などの営業所に非課税口座を開設できるものとする。 ②非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に生じる上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等には所得税と住民税を課さない。	同上の措置を継続適用。	平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期限措置。 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する非課税措置の適用を受けるための口座(1の年につき1口座に限る)で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得する上場株式等(その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのもの)のみを受け入れることとされているもの。
5 金融・証券税制 (1)上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率の特例の見直し	平成20年末までの期限措置として、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を適用。	同上の措置を継続適用。	
(2)取引相場のない株式などのかかる贈与税の納税猶予制度の創設	(創設案) 後継者が経産大臣の認定を受ける非上場会社を営営していた親族から贈与により保有株式などの全部を取得し、会社を営営していく場合には、その猶予対象株式などの猶予にかかる贈与税の全額を納税猶予。	贈与者も死亡時には、継続保有する猶予対象株式等の相続により取得したもののみならず、贈与時に時価により他の相続財産と合算して相続税額が計算される。その際、経産大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税を猶予。	
4 相続税制 (1)取引相場のない株式などにかかる相続税の納税猶予制度の創設	(創設案) 経営承継相続人が非上場会社を営営していた被相続人から相続などによりその会社の株式などを取得し、会社を営営していく場合には、経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続などにより取得した議決権株式などにかかる課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予。	本制度は、「中小企業における経営の円滑化に関する法律」の施行日(平成20年10月1日)以後の相続等について適用。	
3 国際課税 外国子会社配当益金 不算入制度の創設	(創設案) 間接外国税額控除制度を廃止し、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度を創設。	平成21年4月1日以後に開始する事業年度に受ける外国子会社からの配当等の額について適用。	
(2)欠損金の繰戻し還付の復活 (3)省エネ・新工機設備等の投資促進のための税制	設立5年以内の中小企業を除いて欠損金繰戻し還付制度は停止。 エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却制度。 特別償却限度額 Ⅱ 基準取得価額×30/100	中小企業については、欠損金の繰戻しによる還付制度停止措置を解除。 同上の省エネ・新工機を取得した場合、事業の用に供した事業年度において普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却可。	平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金について適用。 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をした設備に適用。 なお、この改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限を2年延長。

新規会員紹介コーナー

順不同

こまとろ



入会 平成20年11月
 代表者名 門馬裕三
 業種 飲食業(寿司店)
 所在地 豊島区要町1-14-1
 TEL 03-5995-1350
 FAX 03-5995-1350

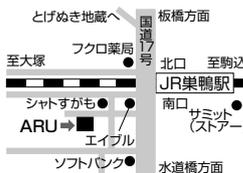
「安くてネタが大きいよ！
 ご宴会、歓送迎会、お誕生日等ご
 利用下さい。人数は25名位迄、
 少人数でも受けます。」

ARU 株式会社



入会 平成20年12月
 代表者名 榊野小百合
 業種 電気設備小売業・
 教育コンサルティング業
 所在地 豊島区巢鴨1-27-5 KMビル
 TEL 03-6304-1900
 FAX 03-6304-1901

住宅電気設備の供給と教育事業を
 行う企業として、環境保全製品の
 奨励やITの積極活用で地球環境
 への付加の軽減を考えています。



株式会社 日本ロックサービス



入会 平成20年12月
 代表者名 二上直弘
 業種 錠前の販売・施行
 所在地 豊島区南大塚2-26-15
 TEL 03-5395-7460
 FAX 03-5395-7490

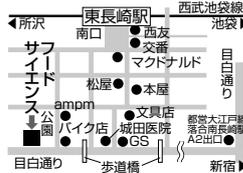
カギ・錠前・防犯・セキュリティ
 に関する総合企業です。個人から
 法人まで広く社会貢献することが
 当社の目的です。

株式会社 フードサイエンス



入会 平成21年1月
 代表者名 島田謙司
 業種 食品衛生コンサルタント
 所在地 豊島区南長崎6-1-2
 TEL 03-5983-8117
 FAX 03-5983-8118

食の安心・安全を守るべき、厨房
 施設の巡回指導・細菌検査などを
 行い、食品衛生をサポートしま
 す。都の認証審査も行っています。



カウンセリングルーム フリダヤ



入会 平成21年2月
 代表者名 間瀬大二郎
 業種 心理カウンセリング
 (心理療法)
 所在地 豊島区目白2-28-11-207
 TEL 03-6914-1904
 FAX 03-6914-1909

心の痛みやうつなどを避けること
 は出来ませんが、うまくコント
 ロールする必要があります。フリ
 ダヤはそのお手伝いをいたします。



新規会員紹介コーナーは、
 新しく豊島法人会の仲間
 に加わっていただいた方の
 ページです。

掲載希望の方は、指定原
 稿がありますので、法人会
 事務局までご連絡下さい。

(法人会事務局 TEL.03-3985-8940 担当/市川)



昭和63年5月〜平成2年5月ま
 で、法人会会長を務められ、消費
 税の法律施行(平成元年4月)を前
 にして、消費税説明会を豊島区内
 各地域で開催し、法人会員の方々
 に消費税を周知せるとともに、平
 成2年には「役員75歳勇退制」の導
 入にご尽力されました。
 謹んで、御冥福をお祈り申し上
 げます。

平成21年3月14日御逝去
 (享年 98歳)

第六代法人会会長
 (株)セイコーアドバンス
 取締役会長

鈴木恒雄氏



訃報

事務局からのお知らせ

東法連 WEB サイトにて 各種事業サービスがご利用できます

上部団体東京法人会連合会WEBサイトの「都内法人会の会員専用ページ」にて下記サービス等がご利用できます。



指定旅館 研修用ビデオ無料貸出 法律相談
セコム・セキュリティ制度紹介

東法連WEBサイト <http://www.tohoren.or.jp/>

ログインには右記のユーザー名とパスワードが必要となりますのでご注意ください。

ユーザー名 tohoren
パスワード 0771

ラフォーレ倶楽部お申込の際は、別途会員番号「20052-30」が必要です。

移転・休業 その他変更点がございましたら

専用の届がございますので、事務局までお問合せください。
また、届がない場合、年会費が発生してしまいますので、お早めにご連絡ください。

年会費は口座振替が便利です

口座振替ご希望の方は、事務局までお問合せください。

「預金口座振替依頼書」を送付いたします。

また、ご登録いただいている口座に変更がございました場合もご連絡ください。



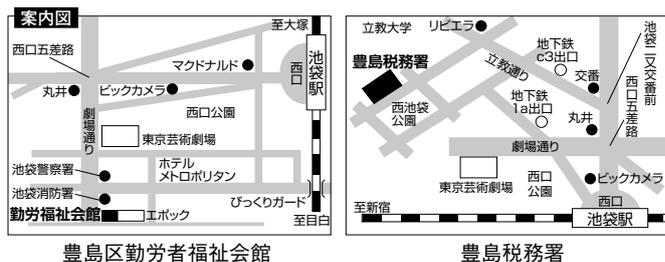
決算法人説明会について

正しい決算と申告のためのチェックポイント、税法・通達の改正事項と活用のしかた、決算手続きと申告調整などについて豊島税務調査官および東京税理士会豊島支部の税理士が説明を行います。
※聴講・テキストとも無料です。

月 日	時 間	場 所	対象法人
5月12日(火)	13:30～16:00	豊島区勤労者福祉会館	3月決算法人
5月13日(水)	13:30～16:00	豊島区勤労者福祉会館	
6月11日(木)	13:30～16:00	豊島税務署 会議室	4月決算法人
7月 7日(火)	13:30～16:00	豊島税務署 会議室	5月決算法人

※決算申告月でなくてもご利用できます。

従来、決算法人説明会の「ご案内」に同封しておりました「決算シール」についてはP.26をご覧ください。



生活習慣病健診について

豊島法人会では(財)全日本労働福祉協会と提携し、会員やその従業員・ご家族を対象に健康診断の積極的な受診を推奨しています。夏・春の年2回実施しており、会員特別価格でご利用いただけます。

開催日、お申込については(財)全日本労働福祉協会よりハガキでご案内します。



e-Tax 推進の会 社団法人豊島法人会

〒171-0014 豊島区池袋2-55-2 鈴木ビル1階
TEL 3985-8940 FAX 3985-5718
tosima-h@sage.ocn.ne.jp
<http://www.tosimajinkai.com/>



決算法人説明会・決算シールについて

従来、決算法人説明会の「ご案内」は、税務署、法人会の両方から差し上げていましたが、平成19年8月から税務署からの申告月にあわせてのご案内のみとなりました。

また、法人会からのご案内に同封しておりました「決算シール」は、本誌裏表紙に印刷されている「豊島法人会会員証」を点線で切り取って、申告書に貼付してください。

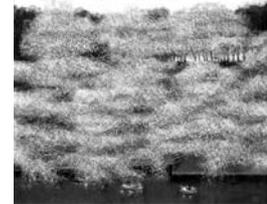
本誌裏表紙



申告書に切り取って添付しましょう

		200904 豊島法人会会員証	FB0105
平成 年 月 日 税務署長殿		納税地 電話() -	事業種目 期末現在の 資本金の額又は 出資金の額
(フリガナ) 法人名	(フリガナ)	同非区分 特同 定同 同 非同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	別表一(一) 普通法人(特定)
納税印		経理責任者	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日

表紙の言葉



小池俊夫作「桜薫(千鳥ヶ淵)」
パステル 450×525

何処までやるか
 此処までやるか
 其処までやるか
 死ぬまでやるか

小池俊夫



トシオ作 パイプ

◆小池俊夫氏(1934~2004)

「東京を描く市民の会」常任理事・ルポリエ展主宰。雑司が谷を愛し、桜を愛す。

(記/松尾和代子)

編集後記



会報作成にあたっては、広報委員の意欲と努力の継続ですが、完成までには榊キョーポイント河島氏のプロの目による的確なアドバイスをいただいています。より一層、質の向上を目指し、その一環として今号より数字表記を「算用数字」に統一することが議論され、読み易さを大切にしました。会報のレベルアップのためには、まだ課題もありますが、委員一同努力を重ねてゆきたいと思えます。

さて、戦後最悪の経済成長率で回復の兆しも見えない閉塞感の現状日本において、WBC連覇は、日本中が歓喜に包まれ、感動を呼びました。そして、新たな希望と「突破力」を与えてもらい、日本を甦らせた大きなニュースであったと思います。

(記/4月号編集キャップ 田近富江)

法人会カレンダー

5月			6月			7月					
1	金		1	月		1	水				
2	土		2	火	13:30 16:00	源泉所得税基礎講座① 測量地質健保会館	2	木	13:30 15:30	新設法人説明会 事務局会議室	
3	日		3	水	13:30 16:00	源泉所得税基礎講座② 測量地質健保会館	3	金			
4	月		4	木	13:30 15:30	新設法人説明会 事務局会議室	4	土			
5	火		5	金			5	日			
6	水		6	土			6	月			
7	木		7	日			7	火	13:30 16:00	決算法人説明会 税務署会議室	
8	金		8	月			8	水			
9	土		9	火			9	木			
10	日		10	水			10	金			
11	月		11	木	13:30 16:00	決算法人説明会 税務署会議室	11	土			
12	火	13:30 16:00	決算法人説明会 豊島勤労者福祉会館	12	金		12	日			
13	水	13:30 16:00	決算法人説明会 豊島勤労者福祉会館	13	土		13	月			
14	木	13:30 15:30	新設法人説明会 事務局会議室	14	日		14	火			
15	金		15	月			15	水			
16	土		16	火			16	木			
17	日		17	水			17	金			
18	月	16:00 19:10	第35回 通常総会 ホテルメトロポリタン	18	木	14:00 16:00	税務研修会・労働契約法説明会 桐杏学園	18	土		
19	火		19	金			19	日			
20	水		20	土			20	月			
21	木		21	日			21	火			
22	金		22	月			22	水			
23	土		23	火			23	木			
24	日		24	水			24	金			
25	月		25	木			25	土			
26	火		26	金			26	日			
27	水		27	土			27	月			
28	木		28	日			28	火			
29	金		29	月			29	水			
30	土		30	火			30	木			
31	日						31	金			

□は休日です。

みんなで築こう明るい未来



従業員の退職金準備に

特定退職金共済制度

制度の特色

- 事業主が毎月一定の掛金を口座振替で払込み、退職金の支給は事業主にかわって当共済会が行うものです。(いわば「確定拠出型」の退職金制度です。)
- 毎月の掛金は税法上、全額損金算入または必要経費として処理できます。
- 掛金は1口1,000円から30口30,000円まで任意(従業員1人当り月額)。

■制度の内容

- 東京都所在の事業所であれば中小企業に限らず、その従業員を加入させることができます(ただし、年齢14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下に限ります)。なお、掛金の払込みは満75歳までとします。
- この制度に加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。ただし、事業主自身、役員(使用人兼務役員を除く)、事業主と生計を一にする親族は加入できません。
- 中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められています。

お問い合わせ・資料請求は

■退職年金による給付金の受け取り

退職給付金を年金(支給期間:5年もしくは10年)として受け取ることもできます。(掛金払込み期間10年、年金月額2万円をともに超えている従業員にのみ適用)

■過去勤務期間通算のおすすめ

この制度に加入する以前の勤務期間を、10年を限度としてさかのぼることができます。(新規加入事業所のみ適用)

※ご加入に際しては所定のパンフレットを必ずごらんください。

委託保険会社 大同生命保険株式会社

〈東京都知事認可〉
財団法人 **東法連特定退職金共済会** 法人会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL. (03)3357-1641 (代) FAX. (03)3357-1642

申告書に切り取って貼付しましょう。✕